

「消防車写生画及び山火事防止・住宅防火普及啓発に関するポスター」の募集要項

令和7年度

1 目 的

消防車写生画等の作成を通じて、園児、児童、生徒及び保護者等に火災予防思想の普及啓発を図ることを目的とする。

2 応募方法等

(1) 応募対象

《消防車写生画の部》

☐ 市内の保育園、幼稚園、こども園の園児及び小学生

消防ポンプ自動車、はしご車及び救急車等の消防関係車両が描かれた作品

《山火事防止・住宅防火普及啓発に関するポスターの部》

☐ 市内の小学校4年生以上の児童及び中学生

山火事防止について訴えている作品

- 例) ・山裾での火の取扱いに注意することを訴えている作品
・強風、乾燥時にはたき火をしないことを訴えている作品
・登山者、入山者に火の取扱いに注意することを訴えている作品

住宅防火の普及啓発について訴えている作品

- 例) ・自宅での避難訓練の必要性を訴えている作品
・玄関や勝手口といった避難経路に物を置かないことを訴えている作品
・貴重品をとり火元にもどらないように訴えている作品
・住宅用火災警報器の設置及び維持管理を訴えている作品
・住宅用消火器の設置を推進している作品
・こんろ火災の防止を訴えている作品
・寝たばこの防止を訴えている作品
・電気（コンセントなど）火災の防止を訴えている作品

(2) 応募期間

令和7年9月9日(火)から9月30日(火)必着

(3) 応募作品の提出場所

岡山市消防局予防課（岡山市役所7階）、各消防署、分署及び各消防出張所

(4) 画 材

画材、色数は自由（クレヨン、クレパス、絵の具など）

画用紙（542mm×382mm）ケント紙等は、これに準ずる大きさ

(5) 作品裏面への記載について

応募する作品の裏面に「学校名又は園名」「学年又は何歳児クラス」「氏名・ふりがな」「住所・連絡先」を必ず記載して提出してください。

3 注意事項

応募する作品は、応募者が未公表の作品及び第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。

入賞しなかった作品の著作権は、岡山市に移転しません。

入賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）などの一切の権利は岡山市に帰属し、入賞作品は自由に利用させていただきます。

入賞作品の利用や公表に当たっては、応募者の「学校名又は園名」「学年又は何歳児クラス」「氏名・ふりがな」を公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

応募者は、作品が入賞した際に、著作者人格権に基づく権利を行使しないことが応募の条件です。

4 応募作品の返却について

原則、応募作品の返却はしません。

返却を希望される個人または団体は、下記リンク先から返却希望の申請をしてください。

申請後、令和7年11月17日（月）から令和7年12月19日（金）までの平日8時30分から17時15分の間に、岡山市役所7階、消防局予防課まで受け取りにきてください。

https://apply.e-tumo.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=47056

5 主 催

岡山市消防局



6 後 援

岡山県、岡山県消防協会、岡山市議会、岡山市教育委員会、岡山市消防団、岡山市消防後援会、岡山市防火安全協会、岡山市連合防火委員会、岡山県消防設備協会

7 審 査

主催者が委嘱する者が実施する。

8 発 表 （通知）

審査結果は、令和7年10月下旬、各園・学校を通じて入賞者へ通知する。

9 表彰種別

《消防車写生画の部》

県知事賞③、県消防協会長賞③、市長賞②、市議会議長賞②、消防局長賞③、消防団長賞③、市教育長賞②、市消防後援会長賞②、市防火安全協会長賞②、市連合防火委員会長賞②、県消防設備協会長賞②の計26点その他、優秀・佳作賞を選出予定

《山火事防止・住宅防火普及啓発に関するポスターの部》

市長賞②（小・中学校の部各1点）、市議会議長賞②（小・中学校の部各1点）、消防局長賞②（小・中学校の部各1点）、県消防設備協会長賞②（小・中学校の部各1点）の計8点その他、優秀・佳作賞を選出予定

10 展 示

令和7年11月7日（金）正午から11月17日（月）正午の間、イコットニコット（北区駅前町一丁目8 - 18）1階において、特選・優秀・佳作作品を展示する。